



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

行為計算否認／組織再編に伴う同族会社からの借入

～ユニバーサルミュージック事件・更正処分全部取消し～

今回は、組織再編成スキームに対する更正処分等が全部取り消されて、納税者が勝訴した事例を紹介します。なお、国側が控訴をしているので、高裁の判決が注目されます。また、同日東京地裁判決では、組織再編成に対して法人税法132条の2を適用して行った更正処分の取消請求が棄却された事例もあります。（令和元年6月27日東京地裁・全部取消し・控訴・TAINSコード：Z888-2250）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

音楽事業を目的とする日本法人である原告が、法人税の確定申告において、同族会社である外国法人からの借入に係る支払利息の額を損金の額に算入して申告したところ、麻布税務署長から、同支払利息の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、法人税の各更正処分等を受けた事案です。

<裁判所の判断>

- 1 本件再編成等スキームに基づく組織再編取引等は、8つの目的（①オランダの借入金のレベルを減少させるための資金を調達すること、②日本における会社関係を1つの会社の傘下にまとめること、③日本における音楽出版会社を1つの法人にまとめること、④日本から円余剰資金を移転させ、ヴィヴェンディが為替リスクのヘッジをすることなく、ユーロ市場での投資活動を可能ならしめること、⑤日本の資本構造に借入金を発生させること、⑥（配当制限のある英国から余剰資金を移転させ、また、その資本構造を英国の役員による経営管理体制に適合させるため）日本のオペレーションを英国管轄下に置くこと、⑦米国税制の観点から柔軟性を有する日本の企業体を活用すること、⑧現在検討中で将来起こり得る可能性のある第三者の日本の音楽企業の買収と、ユニバーサル・ミュージック・グループの音楽企業との結合に対応すること（交渉の完了とデューデリジェンスが必要である。））を全て達成することができるものであったことが認められる。
- 2 原告による本件借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した8つの目的は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化（グループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減）等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであり、かつ、これらの目的を同時に達成しようとしたことも経済的合理性を有するものであったと認められ、本件再編成等スキームに基づく組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められる。そして、本件組織再編取引等によるこれらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。
- 3 そうすると、原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはできないから、専ら経済的、実質的見地において、純粋経済人として不自然、不合理なものとはいえず、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。
- 4 よって、本件においては、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するということはいえないから、これに該当することを前提としてされた各更正処分等はいずれも違法である。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判 101頁）が必要な方は、送料実費とも 2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。